

#	仕様書分類	要件No.	件名	分類	WT確認事項	回答集約（地方団体構成員）	対応方針
1	帳票要件	0150257 0150258	猶予における納付計画 猶予における納付計画明細書	意見照会	「猶予を組む際に分納を伴わない場合もあるため、猶予に伴う【納付計画】を印字しないパターンがある」という意見が寄せられています。 【確認】 本要件Noの帳票について、印字しないケースがあることを見込み、標準オプション帳票としてもよいでしょうか。 また、実装されない場合は、ID0150438「納付計画書」、ID0150439「納付計画明細書」での代替は可能でしょうか。	(E市)：問題なし (K市)：納付計画等を印字することが制度の原則であり、実務で一部にしない場合があることを理由に標準オプション帳票とすることは理解できません。対応不要と言うベンダが現れて実務に支障が発生することは避けることが望ましいと考えます。 代替については実装されないならば、可能かどうかというよりシステム操作が煩雑になり事務効率が低下するなどしても、その対応しか方法がないと考えます。 (C市)：問題なし。 代替も可能。 (I市)：標準オプション帳票として問題ない。 納付計画書等での代替は可能。 (B市)：（意見なし） (J市)：帳票の代用自体は可能と考える。しかしながら、（執行猶予の運用が団体ごとに異なることは承知の上で）分納を伴う猶予のほうが件数としては多いものと考える。ついては、当該帳票が実装されない場合、ID0150438「納付計画書」、ID0150439「納付計画明細書」が徴収猶予・執行猶予システムへ登録分納計画を反映し、システムと連携して発行されるようご配慮願いたい。（猶予システムへの情報登録から帳票印刷がワンストップで行えるよう設計してほしい） (F市)：分納を伴わずとも納付書使用期限延長のためなどで納付計画機能を使用します、通常想定される申請に必要とされる機能であり標準オプションとするべきではないと考ます。 実装されない場合は当該機能で代替するが、一括管理すべき項目のため好ましくありません。 (H市)：問題ありません。代替も可能です。 (D市)：事務局意見の通りオプション帳票で問題ないと考えます。 また、ID0150438「納付計画書」、ID0150439「納付計画明細書」での代替は可能と考えます。 (A市)：問題ございません。ID0150438「納付計画書」、ID0150439「納付計画明細書」での代替は可能です。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	猶予制度の趣旨を鑑み、K市、J市からは必須のままとする意見が寄せられている。 また、ワンストップでの出力についても意見が寄せられており、一定程度必要性がある要件と史料される。 一方、代替を可とする団体のほうが多いことから、標準オプションに緩和することとする。
2	帳票要件	0150346	実態調査について（照会、回答）	共有	「【実態調査について（照会、回答）_別紙】の諸元表に【公印】の記載がありますが、【実態調査について（照会）】、【実態調査について（回答）】にそれぞれの別紙両方に【公印】を印字するのでしょうか？」という意見が寄せられています。 回答別紙に実態調査を作成する地方団体の公印は不要であるため、削除します。	(E市)：（意見なし） (K市)：当市では可能な場合、公印を省略しています。 回答書は公印省略としています。 (C市)：（意見なし） (I市)：問題なし。 (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：- (H市)：問題ありません。 (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	特に意見ないため、回答別紙に実態調査を作成する地方団体の公印を削除する。
3	帳票要件	0150346	実態調査について（照会、回答）	共有	「諸元表0150346：【実態調査について（回答）】等の回答書に【回答者情報】の備考に【回答書においては、照会先の回答者情報が記載されること】、内容に【印字しない（照会先記載を想定）】との記載がありますが、帳票下部にある担当者の【所属、連絡先、氏名】は印字せず、照会先で記載する想定でしょうか？ 詳細を諸元表に明示していただけますでしょうか。 自治体様より、例として【帳票ID：0150307_生命保険契約について（照会、回答）】に【地方税様式3－3（回答本文）】と記載あるが、地方税様式を参考にした場合、回答書の担当者には自庁の担当者（照会文書を発行する側の担当者）を帳票発行時に印字すべきであるとの指摘がありました。」という意見が寄せられています。 【実態調査について（回答）】などの回答書の回答者情報は、照会元の地方団体では把握していない情報のため、「回答書においては、照会先の回答者情報が記載されること」については削除することとします。	(E市)：（意見なし） (K市)：了解しました (C市)：（意見なし） (I市)：問題なし。 (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：- (H市)：滞納処分費は歳計外ではありませんし (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	特に意見ないため、「回答書においては、照会先の回答者情報が記載されること」については削除する。
4	帳票要件	0150303 0150307 0150311 0150331	預貯金等の調査について（照会、回答） 生命保険契約について（照会、回答） 損害保険契約について（照会、回答） 証券取引に関する調査について（照会、回答）	意見照会	「照会文書回答書の【担当者】について、【地方税様式3－3（回答本文）】等の地方税法の記載の有無にかかわらず、回答書の【担当者】の印字は統一すべきではないでしょうか？」という意見が寄せられています。 【確認】 レイアウトについて変更すると、ベンダの開発コストが大きくなるため、印字項目のみの修正を想定しています。 左記帳票について、項目「大分類「担当者」中分類「電話」」について、電話→連絡先とすることで整合が取れると考えますが、それで問題ないでしょうか。 なお、名称を変更するだけであるため、適合基準日は変更しない想定です。	(E市)：問題なし (K市)：問題はないと考えます。 (C市)：問題なし (I市)：問題なし。 (B市)：（意見なし） (J市)：問題なし (F市)：問題ありません (H市)：問題ありません。 (D市)：事務局意見で問題ないと考えます。 (A市)：名称を変更するだけといっても、ベンダーにとってはプログラムの他に画面・マニュアル等の改訂も必要だと思います。それなりに時間を要すと考えます。適合基準日の変更、経過措置の追加申請受け入れ等も検討が必要と考えます。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：対応に異論ございません。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	特に意見ないため、左記帳票について、項目「大分類「担当者」中分類「電話」」について、電話→連絡先に修正する。 なお、名称変更であっても適合基準日は変更が必要という意見が寄せられているため、R9.4.1に修正する。 なお、事業者から「自庁の担当者もしくは照会先の担当者のどちらかを印字するかを明示すべきと考えます。」という意見が寄せられており、現行記載では不明確であるものの、特段誤ったセットアップがなされている意見は来ていないため、特段対応しないこととする。

#	仕様書分類	要件No.	件名	分類	WT確認事項	回答集約（地方団体構成員）	対応方針
5	印字項目	0150011ほか	処分用帳票全般	意見照会	「帳票要件0150011：【差押書（不動産）※滞納者用】等の処分用帳票全般において、【滞納処分費】は【「※法律による金額」と固定文言を印字】となっておりますが、【※滞納処分費を要する】の固定文言も可能としていただけますでしょうか。 【※法律による金額】よりも【※滞納処分費を要する】の記載が適切であると意見の自治体様が多数となります。」という意見が寄せられています。 【確認】 滞納処分費について、【※法律による金額】よりも【※滞納処分費を要する】の記載に変える必要はあるでしょうか。現在の記載でも大きくずれていないように考えております。 なお、修正することとなった場合は、文章を変更するだけであるため、適合基準日は変更しない想定です。	(E市)：発出意見に同意 (K市)：どちらの記載も同じ意味と考えております。なお当市では「法律による金額」としています。 「滞納処分費を要する」も、問題はありません。 (C市)：他市の状況次第 (I市)：変える必要は感じない。 (B市)：（意見なし） (J市)：「滞納処分費を要す」のほうが直感的に理解しやすい文言だとは思いますが、帳票との整合性を勘案すれば現在のままでも問題ないと考える。 (F市)：どちらでも不足ないためどちらでもよい (H市)：変更する必要はないと考えますが、どちらでもよいものですので自治体が自由に選べるよう選択できるようにすればよいと考えます。 (D市)：本市では現行「法律による金額」を印字していますが、特段不都合は発生していません。 (A市)：現在の記載でもズレていないと考えます。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	E市と事業者から「※滞納処分費を要する」の記載が適切という意見があるものの、他の構成員において現在のままで問題ないという意見であることから特に変更は行わない。
6	印字項目	0150002	充当通知明細書	意見照会	「以下帳票要件0150002：【充当通知明細書】において、【滞納処分費】は【滞納処分費+“円”を印字】と記載がありますが、【「※法律による金額」】や【※滞納処分費を要する】の固定文言を出力することが妥当と考えます。 充当は本来の歳計外であるため、【充当通知明細書】に【滞納処分費】を印字しないという意見の自治体様もあります。」という意見が寄せられています。 【確認】 充当通知明細書上、滞納処分費については【「※法律による金額」】や【※滞納処分費を要する】の固定文言の出力で問題ないでしょうか。 なお、“【充当通知明細書】に【滞納処分費】を印字しないという意見の自治体”について確認ですが、歳計外の場合に充当通知明細上に記載されることについて、どのような問題があるのかご意見をいただけますでしょうか。	(E市)：発出意見に同意 (K市)：当市では実際の金額を入力できる仕様となっています。 充当通知明細には、滞納処分費が確定していれば金額を記載するし、未確定の場合には「法律による金額」等ということになると思いますが、充当分については確定していることになると思います。 歳計外かどうかは自治体内の会計上の管理の違いで、充当通知明細書に記載するかどうかは別の問題と考えています。 充当通知書は法定の書類ではないので、記載事項についての法的な明確な定めはありません。当市では記載欄を設けています。 (C市)：問題なし (I市)：問題なし。 (B市)：（意見なし） (J市)：意見なし (F市)：固定文言で問題ありません (H市)：「充当は本来の歳計外である」との意味が分かりません。充当処分により滞納処分費も含めて歳計に入金されるものです。印字するなら金額を記載するのが適当ですし。配当計算書で滞納処分費は税金に先立って配当されており、充当通知書に記載する必要がないという意見ならわかりますが、その場合は項目自体削除することが適当と考えます。 (D市)：本市では滞納処分費に関してはすべての徴収金に優先して配当を受ける点から、配当額を通知する際に配当表に金額を記載（滞納処分費+“円”表記）して通知しています。 そのため充当通知明細には記載していませんが、配当計算書に滞納処分費等について記載していない場合は、徴収金をどこに充てたかを通知するという点から、固定文言ではなく実際滞納処分費に充てた金額を明記する必要があると考えます。 (A市)：滞納処分費を印字して問題ないと考えますが、固定文言を出力する変更がなされた場合は、ベンダーによるシステム改修が必要となりますので、時間を要すと考えます。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	H市とD市の意見から、滞納処分費への配当、充当は、配当計算書か充当通知明細書のいずれかに記載される必要があるものと考えられる。 現在標準仕様書上配当計算書にはその記載がないことから、充当通知明細書に記載する必要があると考えられる。 よって、現行の通りとする。
7	機能要件	0150264	滞納処分の停止要件を満たさない期別については、手動で滞納処分の停止期別として選択できること	意見照会	「納期未到来期を対象とした場合に、執行停止したままとなる運用が増えるため、【執行停止要件を満たさない期別については、手動で執行停止期別として選択できること】の部分について、オプションへの緩和が妥当と考えます。 【滞納処分の停止要件を満たした期別は、自動で選択されていること】が満たされていれば機能としては十分であり、必須要件としては、過剰であると考えております。」という意見が寄せられています。 【確認】 「執行停止要件を満たさない期別については、手動で執行停止期別として選択できること」の部分について、標準オプションへの緩和が必要かどうか、ご意見をいただけますでしょうか。	(E市)：オプション機能とすることに同意 (K市)：当市では一部の滞納処分の停止も行っており、オプションへの緩和によって対応しない方針のペндаが多くなることは、重大な支障が発生しかねないと懸念しています。 当市の現行システムにも機能がおり、必須要件であるべきと考えます。 (C市)：手動で選択ができる仕様自体は必要と考えますが、緩和については他市の状況次第。 (I市)：納税義務者の死亡等、納期限未到来の期別を執行停止する場合があるため、過剰とまでは認識していない。 未実装の場合でも、納期限後に執行停止する運用とすればいいため、標準オプション機能としても構わないと考える。 (B市)：（意見なし） (J市)：大方の意見に賛同する。停止要件を満たした期別が自動で選択されていれば機能としては十分である。 (F市)：納期到来未到来は執行停止要件に関係ない。 実際の事務処理上、処理日の前後などで停止要件の実態と異なる処理を行う場合はあるため、必須機能のままとしていただきたい。 (H市)：ユーザー側の意見としては緩和する必要はありません。そもそも「自動で選択されている」というのは、デフォルトで選択状態になっているだけあり、その選択部分の一部を解除・再選択もできるものと認識しています。 そのため納期未到来を選択できるようにすること0が負担になるとは考えられません。 (D市)：【滞納処分の停止要件を満たした期別は、自動で選択されていること】が満たされていれば標準オプションでも問題ないと考えます。 (A市)：滞納処分の停止要件を満たした期別が自動で選択されれば問題ないと考えます。標準オプションへの緩和で問題ございません。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	オプションとすべきと回答した団体は3市であり、「滞納処分の停止要件を満たした期別が自動で選択されれば問題ない」という意見であった。 【執行停止要件を満たさない期別については、手動で執行停止期別として選択できること】という既往は、自動で選択されない要件を修正する機能として必要であり、その他の構成員が必要性を認めオプションに緩和すべきでないと思見している。 以上から、本要件の変更は行わない。